

第6回自治基本条例見直し委員会・概要

平成29年9月22日（金）午前10時から正午まで開催した、第6回自治基本条例見直し委員会について、前回資料を求められました、論点4「住民投票の対象としない事項（除外事項）」の具体例と、論点7「国籍要件」に関する資料について、事務局が説明をしました。続いて、各論点が相互に関係しているため、一度最後まで、残りの論点12から論点20までの内容を把握し、その上で今まで検討した論点についても必要に応じて戻って検討することといたしました。それぞれの論点でいただきました意見は、次のとおりです。

論点4「住民投票の対象としない事項（除外事項）」

・（3）の対象が特定の住民や地域に関連する事項について、例えば倉見に新幹線新駅を設置するという話がありますが、これは除外対象になるのでしょうか。町政を揺るがすような事項なので対象になってくるのなら、その辺のところを記した方が理解しやすいです。

論点12「投票運動の制限及び罰則」

・基本的には、公職選挙法に入らないので罰則規制を設けないで、後はどのように決めていくかです。
・茅ヶ崎市の例（住民の平穏な生活環境が侵害される行為は規制するが、罰則は設けない）がありますが、それくらいにしようと思います。

論点13「選挙と同日実施することの可否」

・戸別訪問など公職選挙法で禁止されている運動と住民投票の活動の判別が難しいことを考えると、分けた方がいいと思います。
・毎年とかではなく何年かに1回と考えると、熟議の期間も含めて、投票日はそれに合わせて（必ずしも選挙と）近くにあるというわけではないので、別の日にやるというのがよい。
・ずらして実施するというのが、表現としてはいいと思います。

論点14「投票までの期間」

・国の選挙や町の選挙など慣れたことなら分かりますが、期限的にはパブコメの期限とかがありましたが、30日程度が限度と言うか、60日もやったらそれだけ興味がある人ならよいけれど、忘れられたり、検討期間も削がれてしまうのではないかという気がしまして、パブコメに合わせて30日くらいがよいかなという感じがします。
・町を2分にするようなという話が出ていますが、そういう大きな問題は周知していることだと思っています。町民が住民投票をするのは、最悪の場合にやる形になると思うのです。しかも、住民投票で出たとしても、町長が議会にかけて通らないと実施されないという歯止めがあるわけですので、原則選挙と一緒に（*）という形にしておいて、できるだけ経費は少

なくするのがよろしいと思います。（＊選挙により異なります）

論点 1 5 「投票の成立要件」

・考えによっては、最終的な結果について時の首長さんがどう判断されるかという留意点はあるわけで、これ（投票率が低い場合の開票結果）で決まりではありません。拘束力はありませんから。

・投票率が低かった場合の結果で（それに反したことを首長が）やるのと、2分の1以上の投票率があったのに無視してやらなかったかで状況は変わってきます。

・30%の投票率ですごく接戦して片方が勝った場合、住民の15%の支持しかないのに首長になりえるのかという問題にもなります。今、寒川町の投票率が改善される見込みはないと思いますし、ないというのは現状の寒川の行政に満足していると受け取るしかないと思います。なので、あまり制約をかけない方がよいと思います。

論点 1 6 「再請求・発議の制限期間」

・裁判では、一度取り上げた案件についてはもう取り上げられないという原則があります。ただ課題が違いますから、状況も変わればまたというのが出ないわけではありません。社会情勢も変わります。

・署名の6分の1以上という数字は、町民の賛同がある程度ないとできません。

論点 1 7 「熟議の機会」

・そういうこと（熟議の機会）を徹底するには、署名の数の6分の1を、2分の1以上にしないと。署名者が多ければ、署名した人たちは承知しているわけなので。町民全体が高齢化社会になると、どんどん（高齢者の）人口が増えていくと（熟議の機会は）難しいです。その辺のところを考えると、やはり署名の数を上げないといけないのではないかと思います。

論点 1 8 「投票に係る情報の提供」

・ホームページに、この議題に関してこういう賛成意見、反対意見がありましたと、載せてもらうのは情報提供としては大きいかなと思います。

論点 1 9 「投票の形式」

・疑問に思うのは住民投票の提案者だと思うので、提案者の要望を聞きながら町長が2択にするか3択にするかなどを決めるという文章にするのが望ましいと思います。誰かが決めなくてはいけないので。ですが、町長だけが決めることにすると、住民投票の依頼者と違うということが発生する可能性があります。

・二者択一で賛否を取る、ただし二者択一が難い時は3者以上の選択肢から1つを選択する方針を取ると、その場合で何でもできます。

・常設型だった場合は、そういうの（3択以上の場合も）も受け入れられる文言にしていれ

ばよい。二者択一だけど、このような場合は3択以上もありうると、そういうことを表現として織り込む。

- ・3択以上の場合は誰が選択肢を決めるのかを別に決めることは、仕方ありません。支障があり、勝手に決めてはだめならば、提案者の意見がどこまで反映されるのかについて、ただ町長が決めるわけではなく何か述べておかなければなりません。

- ・選択肢の設定のために必要な別なルールを設け、例えば町長の決められる範囲ですとか、どこに確認を取ってそうふうにするかなど、必要なら決めなければいけないようであれば、委員会の意見として、そういったことの整備を求めます、のようにすればよい。

- ・例えば米原町の市町村合併の事例で4択になっています。多分住民の発議の事例ではないと思いますが、誰がどのように決めるのか、例えば住民発議の場合、住民が勝手に組み合わせを作ってよいのか、二者択一の場合は簡単ですが、複数の選択肢の場合、どのように決めているのかイメージできません。

なお、次の論点については、検討の参考にできる資料を次回の委員会に事務局で準備することになりました。

○論点18「投票に係る情報の提供」

住民投票の際、どのように情報提供をしているのか具体的な事例

○論点19「投票の形式」

3択以上の選択肢を設ける場合の設定や手順（誰がどのように設定しているのか）